

## 平成27年度事業計画

### I. 基本方針

島田法人会は、公益社団法人として3期目を迎えます。

新しい公益法人制度の下、今まで以上に法人会の基本的指針「よき経営者を目指すものの団体」として原点である「税」に軸足を置き、会員のみならず一般の方々や地域事業者も対象として税知識の普及と納税意識の高揚に努めるとともに、税制への提言、自己研鑽、地域社会への貢献など諸活動に積極的に取り組んでいきます。

また、公益法人として公益性、透明性を図り、安定的な財政基盤並びに活力ある組織基盤の充実を目指して、より一層の強化に努めます。

### II. 主な事業計画

#### 〔公1〕 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

##### (1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員はもとより広く一般の企業、市民を対象に税制・税務を中心とした研修会、講演会、セミナーを税務署等の専門的知識を有する講師により実施致します。

又、開催案内は当会の広報誌、ホームページ及び案内チラシ等を用いて周知し、利用機会を広く一般にも開放致します。

##### (2) 税の啓発及び租税教育事業

次代を担う児童や生徒に税への理解と関心を深める目的で管内小学校6年生を対象に租税教室、「税に関する絵はがきコンクール」を実施致します。又、税に関する作品の募集については島田税務連絡協議会の会員として協賛し、「納税意識の高揚」「税務知識の普及」を図って行きます。

##### (3) 税制改正への提言事業

財政の再建と社会保障給付の安定財源確保、人口の減少、超高齢化社会及びグローバル化の進展等経済社会の構造変化に対応して行くため、「今後の望ましい税制のあり方」を基本に税制改正の要望意見を取りまとめ「税制改正の提言」を決議し法人会全国大会で発表後、関係機関に対し要望活動を実施致します。又、提言内容等については、広報誌及びホームページを通して広く一般に公開致します。

##### (4) 税制・税務の普及広報事業

広報誌「会報」の発行配布、全法連機関紙「ほうじん」の配布、国税庁発行「暮らしの税情報」静岡県発行「県税のしおり」等税務関係チラシの配布及び当会ホームページにより一般の企業、市民に対し税制・税務の普及広報活動を実施して行きます。又、当会の広報誌及びホームページは税制・税務の普及啓発活動のための広報事業であり、税務関係チラシの配布も含め広く一般の企業及び市民に公開して行きます。

#### 〔公2〕 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

##### (1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業、市民を対象にして経済・経営、法律、教養等の幅広いテーマとして講座、講演会、セミナーを専門的知識を有する講師により実施致します。

(2) 地域イベントへの協賛事業

島田税務署管内の公園、河川等の清掃行事及び島田市産業祭りへの協賛を通してイベントに参加する一般市民と共に地域の経済社会環境の活性化を図って行きます。

(3) 地域福祉への寄付、寄贈事業

島田税務署管内の福祉施設、社会福祉協議会に使用済み切手、プルタブ、タオル等の寄付、お茶の寄贈、チャリティバザー売上金の寄付等を通して地域の経済、社会環境の活性化を図って行きます。

〔他1〕 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業並びに会員のための福利厚生事業

全国各地の法人会との連携強化及び会員支援のための親睦、交流を目的として、会員間の情報交換、会員相互の親睦を行う等対象会員のみを限定とした研修会、講演会等の事業を行います。又、会員のための福利厚生事業として企業の安定経営、経営者・従業員等の生活安定を担保することを目的とした経営者大型保障制度、経営保全プラン及びがん保険制度の加入推進を図って行きます。

会員親睦、交流事業

1. 役員懇親会 (全国大会懇親会、他団体との情報交換会等)
2. 支部交流会 (支部会員を対象とした会員増強のための委員会、情報交換会)
3. 視察研修会 (会員及び女性部会の交流会)
4. 会員交流会 (理事会後の情報交換会)
5. 表彰事業 (静岡県法人会連合会長表彰等の開催)

会員の福利厚生等に関する事業

1. 経営者大型保障制度の普及推進  
「3年10億円増収計画」を以下の施策により実行  
・特別委員会の設置                      ・紹介キャンペーンの実施  
・Jスマイル運動の展開                  ・企業保障定期点検活動の実施
2. ビジネスガードシリーズの普及推進
3. がん保険制度の普及推進

〔その他〕 税務行政への協力

1. 各種行事に対して協力する。
2. 納税協力団体との協調連絡を密にする。
3. 国税電子申告、納税(e-Tax)の利用を積極的に推進するため下記施策を実施する。
  - ①法人会役員が自ら利用するとともに会員に対しても積極的に利用を働きかける。
  - ②ICカードリーダーを希望会員企業に販売配布する。